



平成 25 年 5 月 23 日

各 位

福岡県北九州市小倉北区大島 1 丁目 7 番 19 号
株 式 会 社 シ ダ ー
代 表 取 締 役 社 長 山 崎 嘉 忠
(コード番号: 2435)

問い合わせ先 常 務 取 締 役 長 松 尾 剛
管 理 本 部
電 話 番 号 0 9 3 (5 1 3) 7 8 5 5

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第32期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 障害者自立支援法が、平成24年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、第2条(目的)について、用語の変更等、所要の変更をおこなうものであります(現行定款第2条1.(8))。
- (2) 当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項の追加等所要の変更をおこなうものであります。
- (3) A C A株式会社を無限責任組合員、株式会社損害保険ジャパンを有限責任組合員とする高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合と締結した、資本・業務提携契約に基づき、事業の目的事項の削除等所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)
定款変更の効力の発生	平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 介護保険法に基づく事業 (1)～(7) (省略) (8) <u>地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)の業務委託事業</u> 2. 社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業 3. <u>障害者自立支援法</u> に基づく障害福祉サービス事業 4. 医療用機械器具及び医療用・介護用諸用品の販売及びレンタル事業 5. 医療機関、福祉施設、老人保健施設、通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の管理、運営に関するコンサルティング事業並びにフランチャイズシステムによる通所介護・訪問看護等の介護保険事業所の加盟店の募集及び指導育成 6. 各種医療機関及び福祉施設・健康診断施設・健康増進施設の職員の能力開発の教育事業 7. 日常生活の家事代行・訪問看護・訪問介護・訪問リハビリテーション業務(介護保険外サービス) 8. <u>ホームヘルパー及び介護職員の研修・養成</u> に関する事業 9. 有料老人ホームの経営 (新設) 10. 有料職業紹介事業 11. 労働者派遣事業 12. <u>日用品雑貨・衣料用繊維製品・食品類・生花の輸出入及び販売</u> 13. <u>古物売買並びにその受託販売</u> 14. <u>薬局の経営</u> 15. <u>医薬品、医薬部外品の販売</u> 16. <u>食品の加工及び宅配業</u>	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. (現行どおり) (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>介護予防事業の業務委託事業</u> 2. (現行どおり) 3. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく障害福祉サービス事業 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. 介護職員の研修・養成に関する事業 9. (現行どおり) 10. <u>サービス付き高齢者向け住宅の経営</u> 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

<u>17.</u> 不動産の賃貸借、清掃等の管理	<u>13.</u> (現行どおり)
<u>18.</u> ビルメンテナンス業	<u>14.</u> (現行どおり)
<u>19.</u> 総合リース業	<u>15.</u> (現行どおり)
<u>20.</u> 駐車場の経営	<u>16.</u> (現行どおり)
<u>21.</u> コンピューターソフトウェアの開発及び販売	<u>17.</u> (現行どおり)
<u>22.</u> 一般乗用旅客自動車運送事業	<u>18.</u> (現行どおり)
<u>23.</u> 集合住宅の運営・管理	<u>19.</u> (現行どおり)
<u>24.</u> ホテル及び宿泊・料飲施設等の経営	(削除)
<u>25.</u> スポーツ及び温泉等の <u>娯楽施設</u> の経営	<u>20.</u> スポーツ及び温泉等の施設の経営
<u>26.</u> 出版業	(削除)
<u>27.</u> クリーニング業	(削除)
<u>28.</u> 美容院及び理髪店の経営	(削除)
<u>29.</u> 旅行業	(削除)
<u>30.</u> 住宅リフォーム業	(削除)
<u>31.</u> 広告業	(削除)
<u>32.</u> 上記各号に附帯する一切の業務	<u>21.</u> (現行どおり)